

港区立障害保健福祉センターの管理運営に関する年度協定書（令和4年度）の  
変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人友愛十字会（以下「乙」という。）は、港区立障害保健福祉センターの管理運営に関して、令和2年3月31日に締結した「港区立障害保健福祉センターの管理運営に関する基本協定書」第32条の規定に基づき、「港区立障害保健福祉センターの管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第31条第2項に規定する指定管理料の額は、年間843,125,852円（消費税を含む。）とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	241,372,522円
第2四半期	177,494,403円
第3四半期	241,346,524円
第4四半期	182,912,403円
合計	843,125,852円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月12日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
港区長 武井雅昭 印

乙 東京都世田谷区砧三丁目9番11号  
社会福祉法人 友愛十字会  
理事長 蒲原基道 印